

## 広島県告示第1079号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年9月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市中区基町10番52号 広島県知事 湯崎 英彦
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市吉和1593番地75 広島県立もみのき森林公園

### 2 申請の内容

66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設6基及び66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設6基を廃止し、66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設1基を設置する。また、汚水等処理施設1基の使用の方法を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設6基及び66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設6基を廃止

#### (その2) 新設

種	類	66-3 イ ちゅう房施設 (A (ランドポッド炊事棟))
能	力	30食 (調理食数)
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	許可後直ちに

等	使用開始予定年月日		許可後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		6～20時、14時間/日 (季節的変動あり)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		5.8～8.6	5.8～8.6
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	60	120
			化学的酸素要求量	85	100
			浮遊物質質量	50	80
			窒素含有量	50	70
			リン含有量	7	17
			大腸菌群数 (単位:個/cm <sup>3</sup> )	30,000	50,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		2.2	2.5		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前	変更後
種	類	第2污水处理施設	
能	力	45m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	令和6年3月31日
	使用開始予定年月日	—	令和6年3月31日

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年9月14日から令和5年10月5日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市生活環境課